

JIS

染色物の染料部属判定方法

JIS L 1065 : 1999

(2005 確認)

平成 11 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS L 1065 : 1983は改正され、この規格に置き換えられる。

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 38.11.1 改正：平成 11.10.20

官報公示：平成 11.10.20

原案作成協力者：繊維工業標準研究会、通商産業省金沢繊維製品検査所（昭和 58 年 10 月 1 日改正のとき）

審議部会：日本工業標準調査会 消費生活部会（部会長 小見山 二郎）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 環境生活標準化推進室（☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

染色物の染料部属判定方法

L 1065 : 1999

Identification of dyestuff classes on dyed textiles

序文 この規格は、染色された繊維品の染料部属の判定方法を規定したもので、昭和38年に制定された。

今回の改正では、引用規格の改正に伴い、引用規格の名称を変更している。

1. 適用範囲 この規格は、染色された繊維品上の染料部属判定方法について規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

- JIS K 8013 亜鉛粉末 (試薬)
- JIS K 8019 亜硝酸ナトリウム (試薬)
- JIS K 8085 アンモニア水 (試薬)
- JIS K 8101 エタノール (99.5) (試薬)
- JIS K 8103 ジエチルエーテル (試薬)
- JIS K 8136 塩化すず (II) 二水和物 (試薬)
- JIS K 8150 塩化ナトリウム (試薬)
- JIS K 8180 塩酸 (試薬)
- JIS K 8264 ぎ酸 (試薬)
- JIS K 8295 グリセリン (試薬)
- JIS K 8322 クロロホルム (試薬)
- JIS K 8355 酢酸 (試薬)
- JIS K 8374 酢酸鉛 (II) 三水和物 (試薬)
- JIS K 8461 1,4-ジオキサン (試薬)
- JIS K 8500 N,N-ジメチルホルムアミド (試薬)
- JIS K 8533 ビス [(+)-タルトラト]二アンチモン (III) 酸二カリウム三水和物 (試薬)
- JIS K 8541 硝酸 (試薬)
- JIS K 8562 硝酸ナトリウム (試薬)
- JIS K 8576 水酸化ナトリウム (試薬)
- JIS K 8585 ステアリン酸 (試薬)
- JIS K 8624 炭酸ナトリウム十水和物 (試薬)
- JIS K 8629 タンニン酸 (試薬)
- JIS K 8680 トルエン (試薬)
- JIS K 8699 2-ナフトール (試薬)
- JIS K 8731 尿素 (試薬)
- JIS K 8737 亜ジチオン酸ナトリウム (試薬)
- JIS K 8777 ピリジン (試薬)